

拙速な勤務時間把握をストップ！ 単身赴任手当・赴任旅費改善約束

2019年度定員教育予算交渉の主な交渉項目は以下の通りです。

【臨時・非常勤職員の休暇の改善(1/15)】

高教組：非常勤職員の結婚休暇の新設、忌引き休暇の適応範囲を任用期間に関係なくすべての非常勤職員に拡大するよう求めたが、その検討結果は。
道教委：国の改正を踏まえ、来年度から国と同様に措置するよう検討してまいりたいと考えております。

【早出遅出勤務の拡充に(1/15)】

高教組：障害を有する教職員の早出遅出勤務、休憩時間の弾力的な設定などが可能となるよう求めたが、その検討結果は。
道教委：国の改正を踏まえ、来年度から実施するよう、検討してまいりたいと考えております。

【単身赴任手当の支給要件(1/15)】

高教組：転居にともなう保育所の確保が困難な場合、保育所の

在所する3歳未満の子を養育する配偶者と別居する場合、単身赴任手当を支給するよう求めたが、その検討結果は。
道教委：国の改正を踏まえ、「保育所等に所在している子の養育」をやむを得ない事情の一つとして基準化するよう、人事委員会に要請してまいりたいと考えております。

【赴任旅費(1/15)】

高教組：昨年に行った赴任期間の延長や着後手当の増額調整など、総合的に改善をすすめることも、とりわけ特例的な取扱を次年度以降も継続するよう求める。

【宿日直業務の負担軽減(1/15)】

高教組：他都府県と同様、「変形労働時間制」によって勤務時間

の割り振りをを行い、宿直後の勤務を軽減する。「宿直者には、午前中の授業を充てない」などについて、取組をすすめることを求めるがいかかがか。
道教委：これまで校長会等の機会を捉えて働きかけを行ってきたところであり、今後も配慮がなされるよう働きかけていくとともに、引き続き他都府県での負担軽減策の状況を研究するなどし、負担の軽減に取り組んでまいります。

【勤務時間の客観的把握(1/15)】

高教組：勤務時間の客観的な把握について、拙速な導入とせず、十分に改善した上で導入することを確認するがいかかがか。
道教委：教職員の長時間勤務の解消、負担軽減のためには、個々の教職員の勤務時間の把握が重要であると考えており、対照実験や職員アンケートの結果などを踏まえ、教職員の負担が少なく、勤務実態に合った出勤管理システムとなるよう、学校現場の意見も聞きながら、十分に検討してまいります。

【教職員の超勤全般について】

現場発言：政府がお金を出してくるのを待ち続けるのではなく、過疎地・衰退地域が離れて点在する北海道だからやらなくてはいけないことや、北海道ならではの教育を考えませんか。教育長！政府の教育政策の中心は北海道を出て行って帰らない子たちをのほすためのものです。それとは別に、北海道に住み続け、生きていく子たちのための予算を立てるガッツを見せてください。教育政策のビジョンを持っていないなら、私たちに手伝わせてください。(高教組 角谷悦章さん)



高教組：今後も継続して、学校現場の声を聞き、それをもとにプランを改善することを求めることも、改めて、教職員の実効性ある超勤解消に向けての教

【交渉のまとめ】

尾張路道高教組委員長
昨年末、中教審は教職員の働き方改革についての「答申素案」を公表したが、私たちは、これがそのまま実施されたら学校現場は大変なことになると考えている。その第1は、教職員の定数改善を具体的に何もししていないこと。第2に、1年単位の變形労働時間制の導入によって、今ある超過勤務を覆い隠そうとしていること。第3に、時間外勤務に、過労死ラインを超える上限を設けるという矛盾に満ちたものであることである。「働き方改革」をよいものとするためには、「上からの改革」では、絶対に成功しない。「働き方改革」は教育のあり方の問題でもあり、教育の現場の問題でもあり、教育の現場の教職員、保護者・地域、子どもたちの話し合いと合意の下にすすめられなければ、混乱と分断を生むだけで、教育にとってプラスにならない。

第2回学校・職場づくり学習会

「先生が先生であるために」 新学習指導要領体制の中で

1月13日、本部主催の第2回学校・職場づくり学習会が開催されました。前半は佐藤隆さん(都留文科大)の講演「深い疑問を生み出す教育を」、後半は佐藤隆さんを囲んだシンポジウムとグループ討議と盛りだくさんの内容で、札幌支部からも多くの仲間が集まり、活発な議論が行われました。

佐藤講演では、今回改訂される学習指導要領において「予測不可能な未来社会において自律的に生き、社会の形成者に参画するための資質・能力」を育てることが全面的に展開されていることが特徴だと指摘しています。この「資質・能力」は誰が決めるのでしょうか？教師自身が教える主体としての存在が脅かされている現在、この目的は財界が求める人材育成に他ならない。今こそ「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有し、学びの対象である子どもを主体として、子ども自身が対象



に主体的に働きかける実践を実施すべきである。この立場から現状の教育界が抱える困難を克服していくべきことを説いていました。

後半は道端札幌支部書記次長をコーディネーターとしてシンポジウムが進められました。まず現場を代表して丸山稔さん(丘珠分会)と武藤素子さん(八雲養護)が、現状と「おかしい」と感じている疑問点を報告。丸

山さんからは新学習指導要領や大学入試制度改編に向けて「学びの基礎診断」や「ポータルフォリオ」の作成に民間業者が入ってきている。このことに対して現場では危機意識は無い。どうやってこの問題に対処していけばいいのか？と疑問が投げかけました。この問いに佐藤隆先生は、「結局生徒の学力を測るツールを外部に任せることが問題なのだ。そこに教師の主体的な存在はない。生きた教育こそが今求められている」と結論づけられました。その後、道端コーディネーターの矢継ぎ早の質問に丁寧に答えていたアからの発言もあり、今後考えなければならぬ課題が見えた学習会となりました。

ちよび待った！ 高校生のための「基礎診断」

文科省は、「高校生のための学びの基礎診断」について、民間事業者から申請のあったものから25件を認定し、昨年末にHPで公表しました。各高校では2019年度から実施するよう求められています。文科省の公表が遅れたため検討する時間がほとんどないばかりか、学校の検討・協議はあまり広がっていません。にもかかわらず、4月から実施するのはあまりにも拙速と言わざるを得ません。今一度、「基礎診断」にはどのような問題点があるかをまとめましたので参考にしてください。

- ① 作成から採点、結果分析、生徒への助言、教材等の提供、教員研修への関与まで民間事業者に委託し、公教育としての責任を放棄することにつながるおそれがあること。
- ② 各学校が築き上げてきた教育の営みを保障するものではなく、国が求める「人材」育成をすべての学校に強制しようとするきわめて重大な問題をも
- ③ 副次的利用を禁止していないため、今後、「基礎診断」が就職・進学などに「活用」されるおそれがきわめて高いこと。
- ④ 結果にもとづく教職員定数配置や重点校指定など、条件整備に差をつけるために使おうとしていること。
- ⑤ 教育課程の編成権は学校にあるという原則が壊され、教育委員会や校長等によるPDCAサイクル構築が強化され、各学校の生徒の実態に即した教育実践が阻害されるおそれがあること。
- ⑥ 教育委員会が全県一斉の「基礎診断」を選択することをおこなったため、高校版「全国学力・学習状況調査」に道を開くものとなってしまうこと。
- ⑦ 低廉な価格とはいえず有料で、生徒に経済的負担を強いものであること。



学校職場づくり学習会